教員免許更新制の実施について

～臨時・非常勤の講師等の方々へ～

平成21年4月から教員免許更新制が実施されることに伴い、教諭、養護教諭等と同様に、平成21年3月31日までに授与された教員免許状（旧免許状）をお持ちの臨時又は非常勤の講師の方々にも最初の修了確認期限が設定され、それぞれの修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することが必要となります。

下記により、各自の最初の修了確認期限をご確認いただき、免許状更新講習の受講・修了、必要な手続を行っていただくようお願いします。

〈平成20年度中に行うことが必要なこと〉

最初の修了確認期限を確認します。（各自が必ず表1、表2をご確認ください）

→最初の修了確認期限
平成　　年3月31日

↓

〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間のうちに行うことが必要なこと〉

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して、受講したい免許状更新講習を選択。

→免許状更新講習受講期間
平成　年　月1日~平成　年1月31日

↓

各自が各大学等に受講を申し込みます。その際には、講習受講申込書で各学校長等から講師であることを証明してもらいます。

↓

各大学等で免許状更新講習を受講します。

↓

30時間以上の講習の課程を修了（課程の一部である場合は履修）した場合は各大学等が修了認定（履修認定）を行い、修了証明書（履修証明書）を発行します。

↓

〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までに行うことが必要なこと〉

各自が修了証明書（30時間以上の履修証明書のセット）を添付して、免許管理者（※）に更新講習修了確認の申請を行います。

→申請手続最終日
平成　　年1月31日

↓

免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書を発行。

↓

次の修了確認期限（10年後）まで持っているすべての教員免許状が有効。

→次回の修了確認期限
平成　　年3月31日

※「免許管理者」について注意して下さい。

《講師としてお勤めの場合》

勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会（複数の都道府県の学校に勤務する場合は各自で一を選択してください。）

（表1）

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方（栄養教諭免許状を持つ方を除く。）の最初の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 （平成20年度実施の「予備講習」受講により 受講義務の一部又は全部が免除可能）	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

《表の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間をご確認ください。

例1：昭和43年1月8日生まれの講師の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となります。

例2：昭和60年1月8日生まれの講師の方は、⑩の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成32年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成30年2月1日から平成32年1月31日までの間となります。

（表2）

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方（栄養教諭以外の職にある方も該当します。）の最初の修了確認期限

	免許状を授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

《表の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間をご確認ください。

例：昭和48年1月8日生まれの講師で平成19年3月20日に栄養教諭免許状を授与された方は、この表の②の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成29年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成27年2月1日から平成29年1月31日までの間となります。

（参考図）

市区町村立学校に勤務する教員が更新講習修了確認する場合の関係者の役割等について

※A県教育委員会から幼稚園教諭免許状、B県教育委員会から小学校教諭免許状を授与され、現在はC県内のD市立E小学校に勤務する教員の例

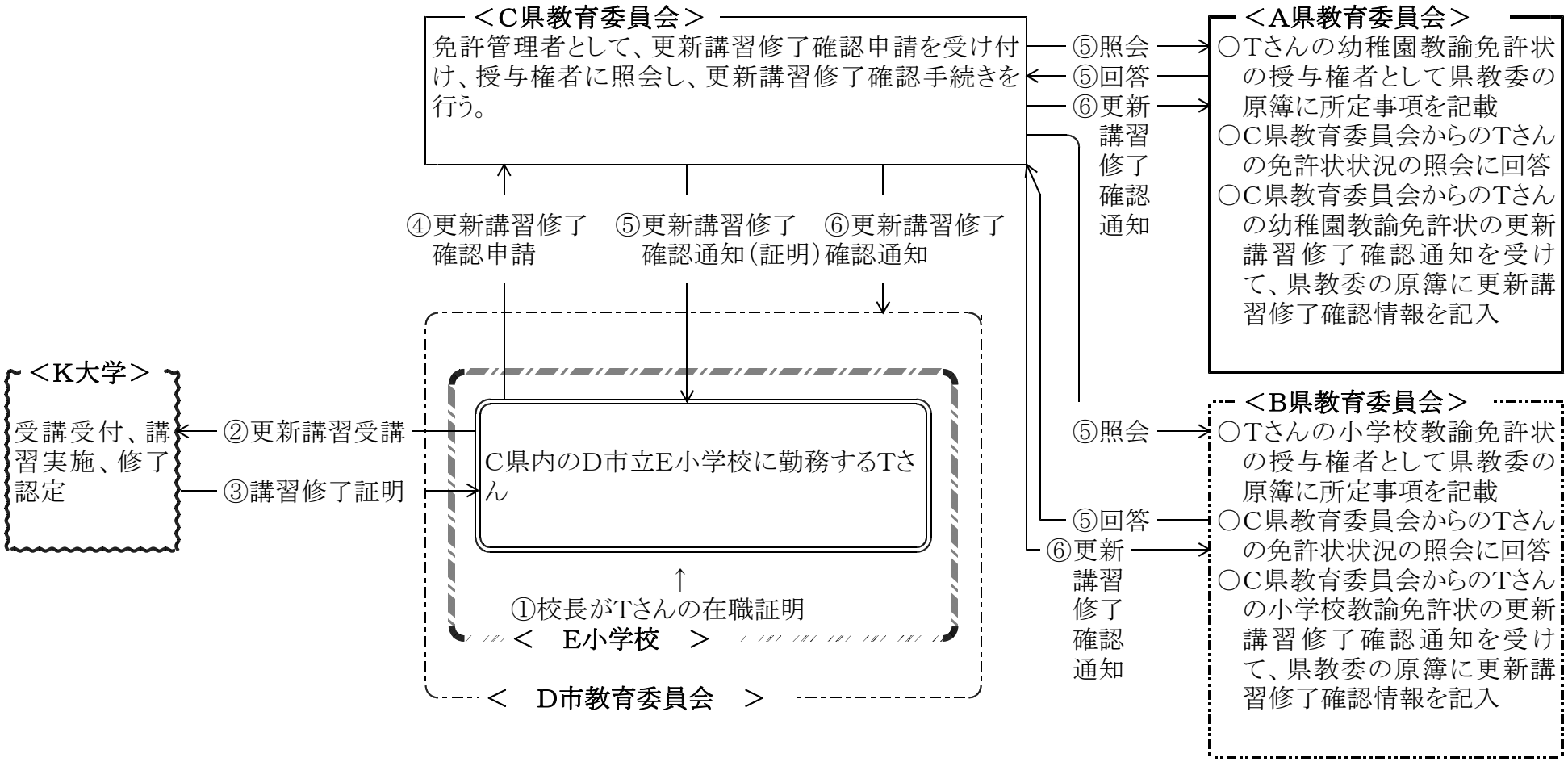

免許状更新講習の内容について

教員免許更新制の実施に際して、教員等が受講し、修了することとされている30時間以上の免許状更新講習は、以下の表に掲げる項目及び内容を含むものとされています。

講習を開設する大学等では、一及び二の事項を含めた30時間以上の講習を開設する場合の他に、一の事項のみの講習（12時間以上）、二の事項のみの講習（6、12、18時間単位で）を開設することがあります。

事項（時間数）	項目	内容
一　教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 （十二時間以上）	教職についての省察	イ　学校を巡る近年の状況の変化 ロ　教員としての子ども観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ　子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。） ロ　子どもの生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ　学習指導要領の改訂の動向等 ロ　法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ　様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ　学校における危機管理上の課題
二　教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項 （十八時間以上）		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

《免許状更新講習の受講のしかたの例》

○小学校教諭のTさんの例

【K大学】
「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外 における連携協力についての理解に関する事項」(必修領域)に係る講習(必ず12時間以上で開設されます。)

＋

「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」(選択領域)に係る講 習を下記のような形で受講(あわせて18時間以上の履修が必要。)

【パターン1】
【A大学】
18時間の講習を受講(例:小学校各教科の指導法)

【パターン2】
【A大学】
12時間の講習を受講(例:小学校理科の指導法)

【B大学】
6時間の講習を受講(例:野外活動の指導法)

【パターン3】
【A大学】
6時間の講習を受講(例:理科最新知識)

【B大学】
6時間の講習を受講(例:理科指導法)

【C大学】
6時間の講習を受講(例:児童の指導の理論と方法)

旧免許状所持者の修了確認期限の延期の場合の流れについて

最初の修了確認期限を確認ください。

↓

最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間内に、以下のような事項に該当する場合には、修了確認期限を延期することができます。

（1）教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する指導改善研修中である場合。
（2）下記の①から⑥に該当するやむを得ない事由により修了確認期限までに免許状更新講習の課程の修了が困難である場合
①心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上の病気休暇（90日未満の病気休暇で、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会（免許管理者）がやむを得ないと認めるものを含む。）、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。
②地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。
③海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等において教育に従事していること。
④専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること。
⑤教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること。
⑥その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。
（3）下記の①から③の理由により修了確認期限を延期することが相当である場合
①平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。
②修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状を授与（※）された日の翌日から起算して10年を超えない日であること。
※ここでいう「授与」とは、二種免許状を持っている教諭が一種免許状を取得する場合や一種免許状を持っている教諭が専修免許状を取得する場合、他教科、他校種及び特別支援学校教諭の普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合も含まれますのでご注意ください。ただし、特別支援学校教諭免許状について新たに特別支援教育領域を追加する場合は「授与」ではありません。
③平成23年3月31日に満35歳、満45歳、満55歳である方で平成22年12月31日までに免許状更新講習の課程を修了していないこと。

↓

下記の通り、各事由ごとに免許管理者が修了確認期限の延期期間を定めており、該当する方は、修了確認期限の2ヶ月前までに延期したい期間を明示して修了確認期限の延期を免許管理者に申請します。

1．上記（1）、（2）に該当する場合には、その事由がなくなった日（上記（2）⑤については教員となった日）から2年2ヶ月以内

例：昭和40年5月3日を生年月日とする教諭で、平成21年10月1日に在外教育施設に派遣され、平成22年9月30日に帰国した場合、最初の修了確認期限は平成23年3月31日から、平成24年11月30日に延期することができます。この場合、免許状更新講習を受講・修了すべき期間は、延期後の最初の修了確認期限までの2年2ヶ月となります。このため、海外派遣前に（例えば、平成21年8月に）講習の一部を履修していても、更新講習修了確認のために必要な時間数に含めることはできなくなりますのでご注意ください。

2．上記（3）①、②に該当する場合には、普通免許状又は特別免許状を授与された日（複数の免許状を授与されている場合は、それぞれの免許状に係る授与の日のうち最も遅い日）の翌日から10年以内

例：昭和40年5月3日を生年月日とする教諭で、教諭二種免許状が授与された年月日が平成5年3月20日、教諭一種免許状を授与された年月日が平成18年5月1日の方の場合、最初の修了確認期限は、申請により平成23年3月31日から平成28年5月1日に延期することができます。

3．（3）③に該当する場合には、平成23年5月31日までの範囲

↓

免許管理者が修了確認期限の延期を行い、修了確認期限延期証明書が発行されます。

↓

延期後の修了確認期限に基づき、免許状更新講習を受講、修了、諸手続きを行ってください。

※　免許状更新講習の受講期間は、延期後の修了確認期限の2年2ヶ月前からとなります。したがいまして、延期前に更新講習を履修していた場合、延期の期間によっては、その履修の成果を活用できない場合がありますので、ご留意の上で延期を申請してください。

例：修了確認期限の延期のイメージ（二種免許状を所持する者が上進した場合）

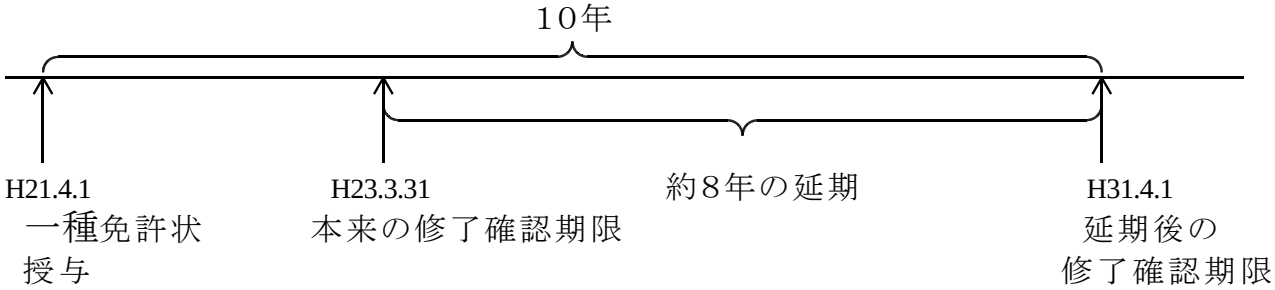

よくあるご質問とお答え

問1　かつては小学校の臨時講師（非常勤講師）として勤務していたが現在は職を離れている者、教員免許状は取得したが教職についたことがない者についても免許状が失効するのか。

（答）

平成21年3月31日までに授与された小学校教諭免許状を持っているが、現在は小学校の教員でない方は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていませんので、免許状更新講習を受講しないまま修了確認期限が経過しても、持っている教員免許状が失効することはありません。

問2　かつては小学校の教諭として勤務していたが現在は職を離れている方が再び小学校の教諭や非常勤講師として勤務する場合、小学校教諭免許状を授与されて民間企業に勤めていたが新たに小学校の非常勤講師に就こうとする場合はどのようにしたらよいのか。

（答）

①過去に小学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭であった方で新たに教諭や非常勤講師等になることを希望する方
②新たに教諭や非常勤講師等として任用、雇用されることが見込まれる方

については、現職教員でないために各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講する義務は課されていませんが、免許状更新講習を受講することはできる者とされており、修了確認期限経過後に教諭や非常勤講師等に就こうとする場合には、それまでの間に免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に必要な手続を行うことが必要となります。

このため、それぞれで、修了確認期限の以前か、修了確認期限経過後かのいつ教諭等に就く予定であるかを念頭に置きつつ以下の対応をしてください。

【各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講等しようとする場合】

○各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講し、免許管理者（この場合は住所地が所在する都道府県の教育委員会）に更新講習修了確認申請を行うことは可能とされています。

この場合は、本資料の冒頭の図に掲げる流れに沿って講習受講等をしていただくことになります。

○この際に、大学等に免許状更新講習の受講を申し込むにあたっては、免許状更新講習受講申込書とともに、過去に教諭等として勤めていた方は勤務していた学校を設置する教育委員会、学校法人等から在職証明を、新たに教諭等として任用、雇用される予定の方は教育委員会、学校法人等から任用、雇用予定の証明又は臨時・非常勤講師リスト登録証明等を得て、それを添付して大学等に受講を申し込みます。

【各自の修了確認期限以後に免許状更新講習を受講等しようとする場合】

○義務は課されていないため、免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過しても、持っている免許状が失効することはありません。

○ただし、修了確認期限までに免許状更新講習の課程を受講・修了していない場合で、修了確認期限経過後に教諭や非常勤講師等として任用、雇用されることとなったときには、その日までに免許状更新講習を受講し、その課程を修了し、免許管理者（この場合は各自の住所地が所在する都道府県の教育委員会）から免許状更新講習の課程を修了した日が確認日前の2年2ヶ月の期間内にあることについての「確認」を受けることが必要となります。

この場合の基本的な流れは以下をご覧ください。

〈平成20年度中に行うことが必要なこと〉

最初の修了確認期限の確認（各自が必ず表1、表2をご確認ください）

→最初の修了確認期限
平成　　年　　月　　日

↓

～最初の修了確認期限が経過～

↓

〈教諭等に就くまでに行うことが必要なこと〉

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。

↓

各自が各大学等に対して講習受講を申し込みます。（過去に教諭等として勤めていた方は勤務していた学校を設置する教育委員会、学校法人等から在職証明を、新たに教諭等として任用、雇用される予定の方は教育委員会、学校法人等から任用、雇用予定の証明又は臨時・非常勤講師リスト登録証明等を得て、それを添付して大学等に受講を申し込みます。）

↓

大学等が開設する免許状更新講習を受講します。

↓

30時間以上の講習の課程を修了（課程の一部である場合は履修）した場合は各大学等から修了証明書（履修証明書）が発行されます。

↓

各自が修了証明書（30時間以上の履修証明書のセット）を添付し、住所地が所在する各都道府県の教育委員会（免許管理者）に免許状更新講習の課程を修了した後2年2ヶ月内にあることについての確認の申請をします。

↓

免許管理者が確認を行い、確認の証明書を発行。

↓

教諭等に就くことができます。
確認を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで持っているすべての教員免許状が有効です。

【具体的な例】

①各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講等しようとする場合の例

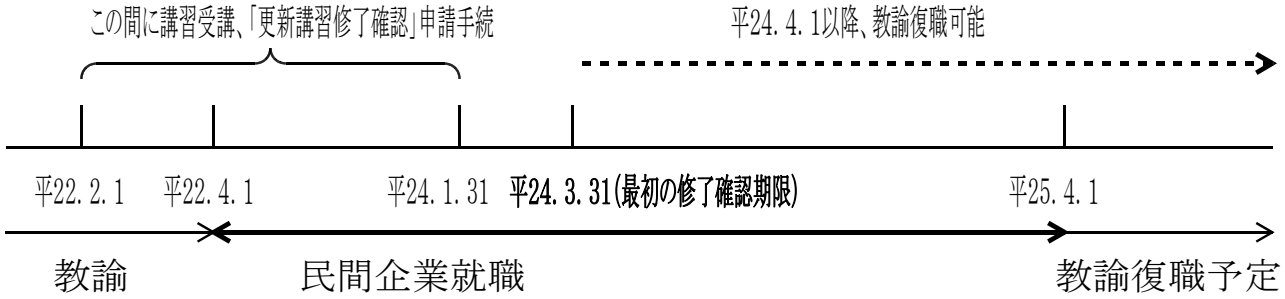

②各自の修了確認期限以後に免許状更新講習を受講等しようとする場合の例

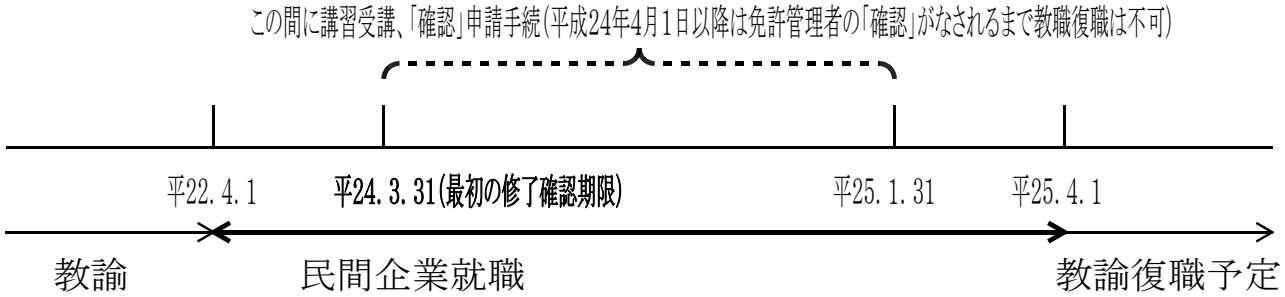

（参考）教員免許更新制関係情報の入手先、各種問い合わせ先について

①教員免許更新制に関するお問い合わせ先

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室
電話：０３－６７３４－３５７２
メールアドレス：menkyo@mext.go.jp

②教員免許更新制の制度の詳細

「＜解説＞教員免許更新制のしくみ」（文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422.htm）にも掲載中）をご覧下さい。

③現職教員等が免許状更新講習を受講・修了する際の流れの詳細

「ケース別 手続きフローチャート」（文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm）にも掲載中）をご覧下さい。

④教員免許更新制についてのタイムリーな情報入手

○文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm
○メールマガジン「初中教育ニュース」
登録する場合は文部科学省HP上の登録ページからアクセス。
検索サイトで「初中教育ニュース配信」と打ち込んでいただける　とすぐに見つかります。
（→ https://mg01.e-mediagate.com/optin/002n/insert.jsp ）

⑤更新講習修了確認など免許管理者への申請のための様式などについて
→各都道府県教育委員会の免許担当